

佐井村電気自動車充電設備導入事業に係るプロポーザル実施要領

1. 目的

佐井村（以下「村」という。）では、令和5年4月に環境省の脱炭素先行地域に選定され、令和5年2月に策定・提案した「第3回 脱炭素先行地域計画提案書」において2050年カーボンニュートラルという温室効果ガス排出量削減目標を定めている。

本事業は、公共施設などへの電気自動車の充電設備や災害時の停電時であっても必要な電気を自立的に確保するために蓄電池設備を導入することで、脱炭素社会を推進していくための利用環境の整備を行うことを目的とする。

2. 事業の概要

- (1) 事業名 佐井村電気自動車充電設備導入事業（以下、「本事業」という。）
- (2) 事業内容 別紙「佐井村電気自動車充電設備導入事業仕様書」及び「佐井村電気自動車充電設備導入事業特記仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 本契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 工事費 上限額：102,033,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

3. 選定方式

公募型プロポーザル方式

4. 参加資格要件

参加資格要件は、次に掲げるすべての条件に該当する者とする。

- (1) 単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業者（共同事業者を構成する法人は、単独で応募することができない。また、他の応募している共同事業者の構成員となることもできない。）であること。応募申込受付期間終了後、共同事業者の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。
- (2) 日本国内に本社又は支社を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人であること。
- (3) 本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- (4) 以下のいずれの項目にも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11において準用する場合を含む。）の規定のいずれかに該当すると認められる者。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者。

ウ 国税、都道府県税又は市町村税を滞納している者。

エ 役員等（役員（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）が、佐井村暴力団排除条例（平成24年条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団員等（以下「暴力団関係者」という。）である者及び役員等が、暴力団関係者と社会的に避難さ

れるべき関係を有する者であること。

オ 役員等が、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条の規定による観察処分の対象となっている団体の構成員であること。

カ 佐井村建設業者等指名停止要領（平成 12 年訓令第 10 号）の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中にある者。

5. 提出書類

原則として、紙資料にて提出する。また、以下（１）～（６）の他に佐井村が別途書類の提出を求めることがある。なお、追加としてデータを保存した電子媒体（CD・R）を求める場合がある。

（１）参加申請書

様式第 1 号（法人単体用）、様式第 2 号（法人グループ用）に必要事項を記入し、提出する。

（２）会社概要書

様式第 3 号に必要事項を記入し、提出する。

（３）参加資格に係る書類

以下の書類を添付すること。

- ア 登記事項証明書、印鑑証明書
- イ 誓約書（様式第 4 号）
- ウ 貸借対照表及び損益計算書
- エ 納税証明書（国税・地方税等）

（４）企画提案書

- ア 事業の実施内容（任意様式）
- イ 事業実施体制（任意様式）

（５）見積書（任意様式）

（６）会社概要・パンフレット・その他参考資料

6. 企画提案書の内容

別紙仕様書を参照のうえ、以下の内容で作成すること。

（１）事業の実施内容

ア 実施方針

提案の基本方針・概要・設備の平常時のシステム構成図等を記載すること。

イ 設備設置仕様

電気自動車用充電器及び蓄電池型急速充電システム又は V 2 X システムの設置場所、設置方法、検討において想定した設備仕様（寸法、重量等を含む）を記載すること。

ウ 非常時・停電時に利用可能なシステム

以下の点を含め、非常時・停電時の利用方法を提案すること。

- ・非常時・停電時のシステム構成図
- ・非常時・停電時の利用、操作方法（特定負荷への供給の有無、停電時に必要な機器の操作及び配線作業の可否等）

エ その他独自提案

その他本事業の実施にあたり、提案者独自で提案することがあれば記載すること。また、事業実施にあたり、PRすることがあれば記載すること。

例：村内の脱炭素に係る普及啓発、環境教育への取組、事業に係る企画力や技術力 等

(2) 事業実施体制

ア 事業実施体制図

代表事業者名、関連事業者名を示し、それぞれの事業者の関係や役割分担を示した体系図を作成すること。

イ 工事計画概要（設備導入工程表）、実施体制（本業務に従事予定の総括責任者、担当者、予定技術者経歴書、資格証の写し等を記載）、事業のスケジュール

ウ 村内業者の活用の提案

本事業の実施にあたっては村内業者を活用する提案をした者を優先して先行することとするため、提案者が行う業務における村内業者の活用方法等について記載すること。

エ 使用期間中における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）、実施体制

オ 工事費、運転管理、維持管理及び撤去のための費用、資金調達を含めた事業資金計画

カ 故障、緊急時の対応体制図

キ 事業実施中のリスクに対する対策

損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。

7. 企画提案書作成にあたっての留意事項

- ・A4版を基本とすること。一部A3版の使用も認めるが、その場合は三つ折りにして綴じること。
- ・枚数に制限は設けないが、提案書は簡潔にまとめること。
- ・A4版、片面印刷とし、ページの通し番号を付すこと。
- ・文書の補完のための写真、イラスト等を用いることも可とする。
- ・提案書の提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。
- ・言語は日本語、通貨単位は円とすること。
- ・ワープロソフト等を使用して記載する場合は、文字サイズ10.5pt以上に設定すること。また、手書きで記載する場合は、1行あたり39文字を限度に記入すること。
- ・上下左右に20mm以上の余白を設定すること。
- ・表紙をつけ、表題を記載すること。
- ・提出できる企画は、1提案者につき1案までとし、複数案の提案は認めない。また、1案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。

8. 提出方法等

- (1) 提出部数
- ①参加申請書（様式第1号又は様式第2号）・・・・（正本1部、副本5部）
 - ②会社概要書（様式第3号）・・・・・・（正本1部、副本5部）
 - ③誓約書（様式第4号）・・・・・・（正本1部、副本5部）

- ④参加資格に係る書類・・・・・・・・・・・・・・（正本１部、副本５部）
⑤企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（正本１部、副本５部）
⑤見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（正本１部、副本５部）
⑦会社概要・パンフレット・その他参考資料・・・・・・（正本１部、副本５部）
- （２）提出期限 令和 ７年１０月 ３日（金） 午後３時まで
- （３）提出方法 郵送又は持参（期限内必着）
- （４）提出先 佐井村総務課（佐井村役場１階）
〒039-4711
青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森 20
電 話：0175-38-2111(18、17) F A X：0175-38-2492
e-mail：junya-h@vill.sai.lg.jp
担当者：福田、間山

9. 質問及び回答

（１）質問

- ① 受付期間 公告日から令和 ７年 ９月２４日（水） 午後３時まで
- ② 提出方法 質問書（様式第５号）により、電子メールで下記のアドレス宛に提出すること。
〔 e-mail：junya-h@vill.sai.lg.jp 〕
- ※１．送信時、件名に「佐井村電気自動車充電設備導入事業プロポーザル質問」を付けること。
- ※２．送信後に、総務課まで送信した旨の電話をすること。
- ※３．質問は参加申込書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限る。

（２）回答

- ① 回答日 令和 ７年 ９月２６日（金）
- ② 回答方法 質問内容と合わせ、質問者名等を伏せて、村のホームページ上で回答する。

10. 選考方法及び選考基準等

（１）選考方法

選考は、佐井村電気自動車充電設備導入事業事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）が行う。

参加申込者のうち参加資格を有する者から企画提案書及び企画提案書に基づくプレゼンテーションにより審査を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た参加申込者を優先交渉権者とする。ただし、最高得点を得た参加申込者の得点が、選考委員会で定める基準点に満たない場合は採択しない。なお、参加申込者が１者の場合も選考を行うが、基準点を満たしていることを条件とする。

(2) 評価基準

審査項目		審査の視点	配点
1 工事遂行能力			(20点)
	事業工程	①業務の全体像やスケジュールが具体的に示されているか。	5点
	事業実施体制	②事業実施に当たって適切な体制がとられているか。	5点
	事業実績	③過去に同等又は類似する施工実績を有しているか。	10点
2 企画提案内容			(80点)
	設備の設置	④設置可能性調査の手法は適切か。 受電設備の変圧器容量、契約容量を考慮した設計であると見込まれるか。 充電設備等と車が接触しづらい設計であると見込まれるか。 設備に故障や異常が生じた場合、ほかの電気系統に波及しない設計であると見込まれるか。建物や既存の系統・配管等に損傷を与えない施工方法であると見込まれるか。	20点
	故障・緊急時の体制	⑤トラブルが発生した場合の体制が整えられているか。災害や事故発生時の対応について、村に過度の負担を与えないものとなっているか。	10点
	実効性	⑥事業の内容が現実的で実行可能な内容であるか。	10点
	提案力	⑦事業の内容を幅広い視点から検討した上で、具体的な提案がなされているか。	20点
	その他	⑧災害時のレジリエンス強化に資する提案はあるか。また、その内容は優れたものか。	10点
	見積金額	⑨事業内容に見合った見積金額であるか。	10点
計			100点

(3) 選考結果の通知

選考結果は、応募者全員に文書で通知する。

(4) 選考結果の公表

選考結果は、村ホームページにて公表する。

11. プレゼンテーション

(1) 実施日時・場所

① 日 時 令和 7 年 10 月上旬を予定

② 場 所 佐井村役場庁舎内 ※日時・場所等の詳細は、参加申込者に別途連絡する。

(2) 実施時間

1 者につき 4 5 分以内とする。

(提案書説明 3 0 分＋質疑応答 1 5 分、機器等の設置・撤去時間を含む)

(3) 機材等

スライド等を使用する場合に必要な機材は、参加申込者で用意すること。

本村は、プロジェクターとスクリーンのみ用意するものとする。

(4) プレゼンテーションを行う者

本業務に携わる担当者とする。ただし、担当者に加えて、担当者以外の者が行うことは差し支えない。

1 2. 事業者選定までの予定スケジュール

	項 目	期 間 等
1	公募開始	令和 7 年 9 月 1 2 日 (金)
2	質問書の提出期限	令和 7 年 9 月 2 4 日 (水) 午後 3 時まで
3	質問書に対する回答	令和 7 年 9 月 2 6 日 (金)
4	参加申込書の提出期限	令和 7 年 1 0 月 3 日 (金) 午後 3 時まで
5	参加資格確認結果の通知	令和 7 年 1 0 月 7 日 (火)
6	プレゼンテーション・ヒアリング実施	令和 7 年 1 0 月上旬予定
7	選定結果の通知・公表	令和 7 年 1 0 月中旬予定
8	契約内容の調整	令和 7 年 1 0 月中旬

1 3. 契約内容の調整

契約内容及び仕様等については、契約候補者から提案された企画提案書をもとに、村との協議により事業内容等についての調整を行い、仕様を確定させる。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された企画提案書と変更が生じることがある。

なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

1 4. 契約の締結

仕様確定後、契約候補者と仮契約を締結し、議会議決後に本契約を締結する。

1 5. 参加事業者の失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 上記 4. の参加資格の要件を欠いた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 提案にあたり著しい信義に反する行為等により、選考委員会が失格であると認めた場合

16. その他

- (1) 本プロポーザルに関して応募者が必要とした費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出書類の提出後の修正又は変更は、一切認めない。
- (3) 提出書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- (4) 参加表明後に参加を辞退する場合は、速やかに担当課まで文書で通知すること。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類は、提出者に無断でプロポーザルの選定以外に使用しない。
- (7) 選定を行う作業に必要な範囲において、提出書類の複製を作成することがある。
- (8) 本プロポーザルに係る情報公開があった場合は、佐井村情報公開条例（平成17年佐井村条例第10号）の規定に基づき、提出書類を公開する場合がある。

17. 問合せ先

佐井村総務課

電 話：0175-38-2111（18、17）

FAX：0175-38-2492

E-mail：junya-h@vill.sai.lg.jp

以 上

令和 年 月 日

参 加 申 請 書

佐井村長 太 田 直 樹 様

事業者名

住所（所在地）

商号又は名称

代表者職・氏名

印

「佐井村電気自動車充電設備導入事業に係るプロポーザル」について、下記の書類を添えて参加申請します。

なお、当該事業に係る参加資格要件に該当する者であること、並びに本書及び参加資格要件資料の記載と相違ないことを誓約します。

記

1. 添付書類

- （1）会社概要書（様式第3号）
- （2）登記事項証明書、印鑑証明書（提出日3ヶ月以内に発行されたもの。原本）
- （3）誓約書（様式第4号）
- （4）貸借対照表及び損益計算書
- （5）国税及び地方税の納税証明書（提出日3ヶ月以内に発行されたもの。原本。過年度分を含めて未納がないことを証明するもの。）※本店等所在の自治体及び税務署で交付されたもの
- （6）企画提案書
- （7）見積書
- （8）会社概要・パンフレット・その他参考資料

【連絡担当者】

所属・氏名： 電話番号：

FAX番号： E-mail：

様式第2号（法人グループ用）

令和 年 月 日

参 加 申 請 書

佐井村長 太 田 直 樹 様

代表事業者名

住所（所在地）

商号又は名称

代表者職・氏名

印

構成グループ

住所(所在地) 商号又は名称 代表者職氏名	担当者部署・氏名 担 当 者 連 絡 先 担当者メールアドレス
①	
②	
③	

「佐井村電気自動車充電設備導入事業に係るプロポーザル」について、下記の書類を添えて参加申請します。

なお、当該事業に係る参加資格要件に該当する者であること、並びに本書及び参加資格要件資料の記載と相違ないことを誓約します。

記

1. 添付書類

- （1）会社概要書（様式第3号）
- （2）登記事項証明書、印鑑証明書（提出日3ヶ月以内に発行されたもの。原本）
- （3）誓約書（様式第4号）
- （4）貸借対照表及び損益計算書
- （5）国税及び地方税の納税証明書（提出日3ヶ月以内に発行されたもの。原本。過年度分を含めて未納がないことを証明するもの。）※本店等所在の自治体及び税務署で交付されたもの
- （6）企画提案書
- （7）見積書
- （8）会社概要・パンフレット・その他参考資料

【連絡担当者】

所属・氏名：

電 話 番 号：

FAX番号：

E-mail：

様式第3号

会 社 概 要 書

商号又は名称		
本 社 所 在 地		
代 表 者 氏 名		
電話・FAX 番号	(電話)	(FAX)
設 立 年 月 日		
資 本 金		
売 上 高		
従 業 員 数	人 (令和 年 月 日現在)	
主たる事業内容		

本業務を支店・営業所等で担当する場合は、その概要		
支店等の名称		
所 在 地		
従 業 員 数	人 (令和 年 月 日現在)	
電話・FAX 番号	(電話)	(FAX)
E - m a i l		

- ※1. 1枚で収まらない場合は、改行して複数枚として提出しても構いません。
- ※2. 他に応募団体の概要を紹介したパンフレット等があれば提出してください（任意）。
- ※3. グループとして応募する場合には、全ての構成法人について提出してください。

令和 年 月 日

誓 約 書

佐井村長 太 田 直 樹 様

(参加申請者)

住 所

名 称

代表者職氏名

印

私（当法人及び当法人役員等）は、下記に掲げる者に該当しないことを誓約します。また、参加資格確認のため、必要に応じて官公庁への照会を行うことについて、承諾します。

記

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（同令第 167 条の 11 において準用する場合を含む。）の規定のいずれかに該当すると認められる者。
- イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者。
- ウ 国税、都道府県税又は市町村税を滞納している者。
- エ 役員等（役員（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。））が、佐井村暴力団排除条例（平成 24 年条例第 30 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団員等（以下「暴力団関係者」という。）である者及び役員等が、暴力団関係者と社会的に避難されるべき関係を有する者であること。
- オ 役員等が、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条の規定による観察処分の対象となっている団体の構成員であること。
- カ 佐井村建設業者等指名停止要領（平成 12 年訓令第 10 号）の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中にある者。

様式第5号

質 問 書

令和 7年 月 日

佐井村電気自動車充電設備導入事業に係るプロポーザル実施要領又は仕様書について、次のとおり質問します。

① 事業所名	
② 質問者職・氏名	
③ 電話番号	
④ 質問内容	

※質問は簡潔にまとめること。

※質問の受付は、令和 7年 9月24日（水）午後3時までとなっています。